

○福島大学学術振興基金運営委員会規程

制定 平成11年12月1日

改正 平成12年2月28日 平成12年3月31日 平成13年3月26日 平成14年3月19日
平成16年4月1日 平成16年9月21日 平成17年4月1日 平成19年3月30日
平成20年3月4日 平成22年4月20日 平成26年9月16日 平成28年3月30日

(設置)

第1条 福島大学学術振興基金規則第6条の規定に基づき、福島大学学術振興基金の適正かつ有効な運用を図るため、福島大学学術振興基金運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項及び事業の運用・執行について審議する。

- 一 学術振興基金の管理に関する事項
- 二 学術振興基金の運用に関する事項
- 三 学術振興基金による事業計画及び事業予算に関する事項
- 四 研究協力に関する事業
- 五 叢書刊行に関する事業
- 六 その他学術振興を推進する事業

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教員のうち学長が指名した者
- 二 研究推進委員会から選出された学系長委員 2人
- 三 各学類から選出された教員 各1人 計4人
- 四 研究振興課長
- 五 財務課長
- 六 その他委員会が適当と認めた者

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は第1項第1号の委員をもって充て、副委員長には第1項第2号、第3号及び第6号より互選された委員をもって充てる。

(任期)

第4条 前条第1項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。

(会議の招集及び議長)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

2 委員長は、委員の半数以上が会議の開催を要求した場合は、速やかに会議を招集しな

なければならない。

(定足数及び議決)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、研究振興課において処理する。

(雑則)

第9条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成11年12月1日から施行する。

2 この規程の施行の日に第3条第2号に規定する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成13年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成12年2月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日に現に委員である者は、この規程により選出されたものとみなし、その任期はなお従前の例による。

3 この規程の施行後、新たに選出される第3条第1項第3号の委員は1人とし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

1 平成17年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日に現に委員である第3条第1項第3号の者は、この規程により選出されたものとみなし、その任期はなお従前の例による。ただし、当該委員のう

ち2人の任期は、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 福島大学学術振興委員会規程(平成11年12月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。